

第 9 回 船橋市景観総合審議会

案件 2

景観重要建造物等の指定について（報告）

②景観重要建造物等について(報告)

1. 指定状況について

2. 応募案件について

1. 指定状況について

景観重要建造物

●景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項 抜粋）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

●指定の方針（船橋市景観計画 抜粋）

- 道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、
- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
 - ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
 - ・地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要樹木

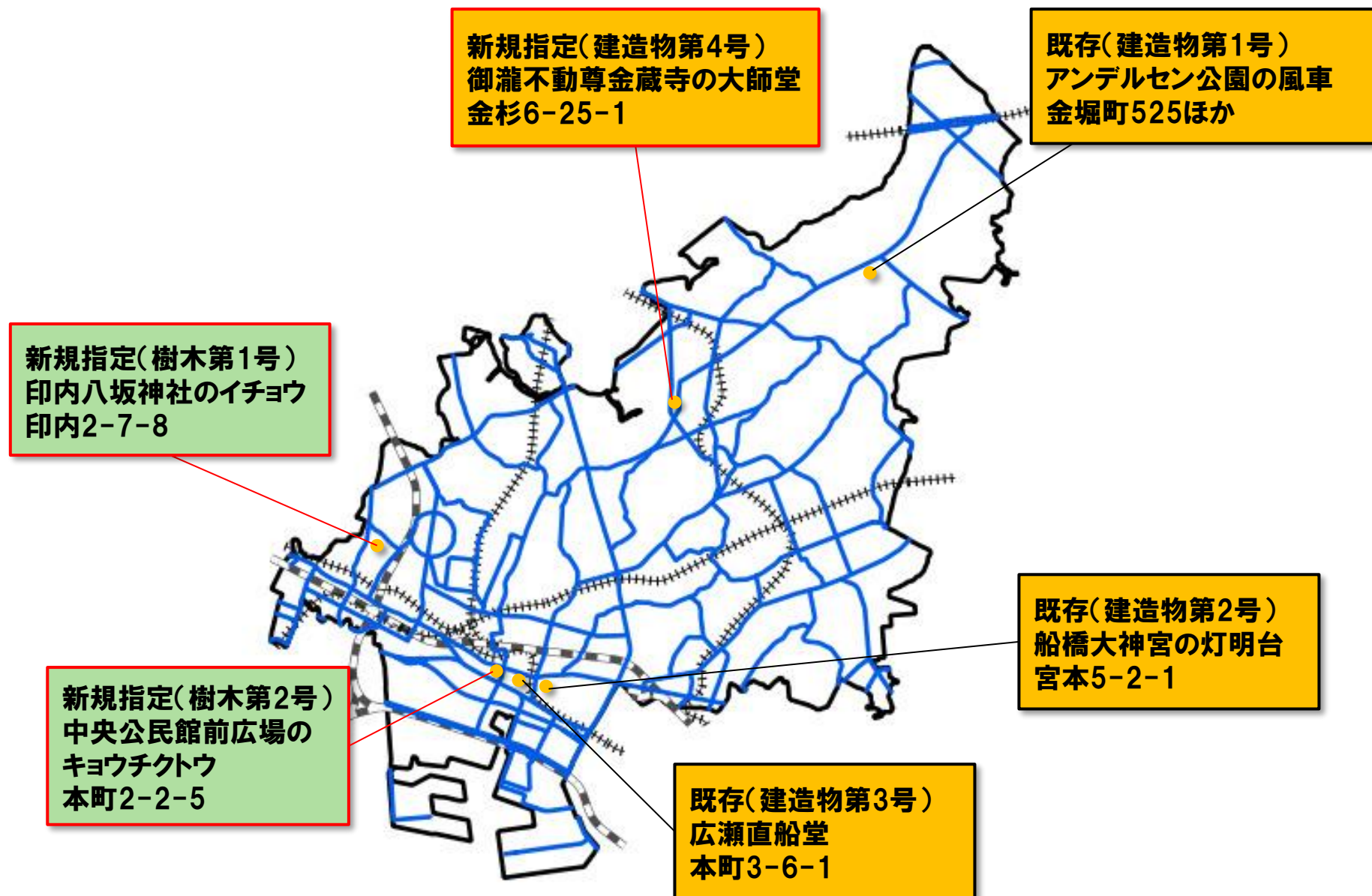
●景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項 抜粋）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

●指定の方針（船橋市景観計画 抜粋）

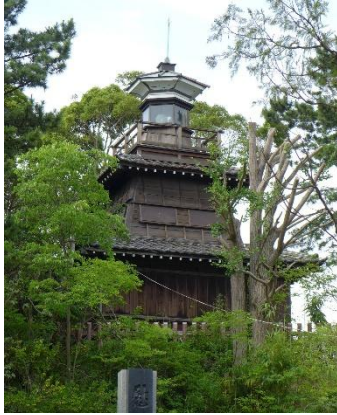
- 道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、
- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
 - ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

位置



指定状況

既存の指定物件

	建造物第 1 号	建造物第 2 号	建造物第 3 号
外観			
名称	アンデルセン公園の風車	船橋大神宮の灯明台	廣瀬直船堂
指定日	平成23年12月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
所有者	船橋市	意富比神社(船橋大神宮)	個人

⇒ 景観重要樹木については、令和8年まで指定なし

指定状況

第8回景観総合審議会で新たに指定した物件

	建造物第4号	樹木第1号	樹木第2号
外観			
名称	御瀧不動尊金蔵寺の大師堂	印内八坂神社のイチョウ	中央公民館前広場のキョウチクトウ
指定日	令和8年7月1日	令和8年7月1日	令和8年7月1日
所有者	御瀧不動尊金蔵寺	印内八坂神社	船橋市

⇒ 令和8年7月1日付けで指定の告示を行った
プレスリリース、広報ふなばし、ホームページで周知
毎日新聞、読売新聞、千葉日報に掲載

⇒ 既存物件と併せて、助成制度を案内

指定状況

継続審議となった物件

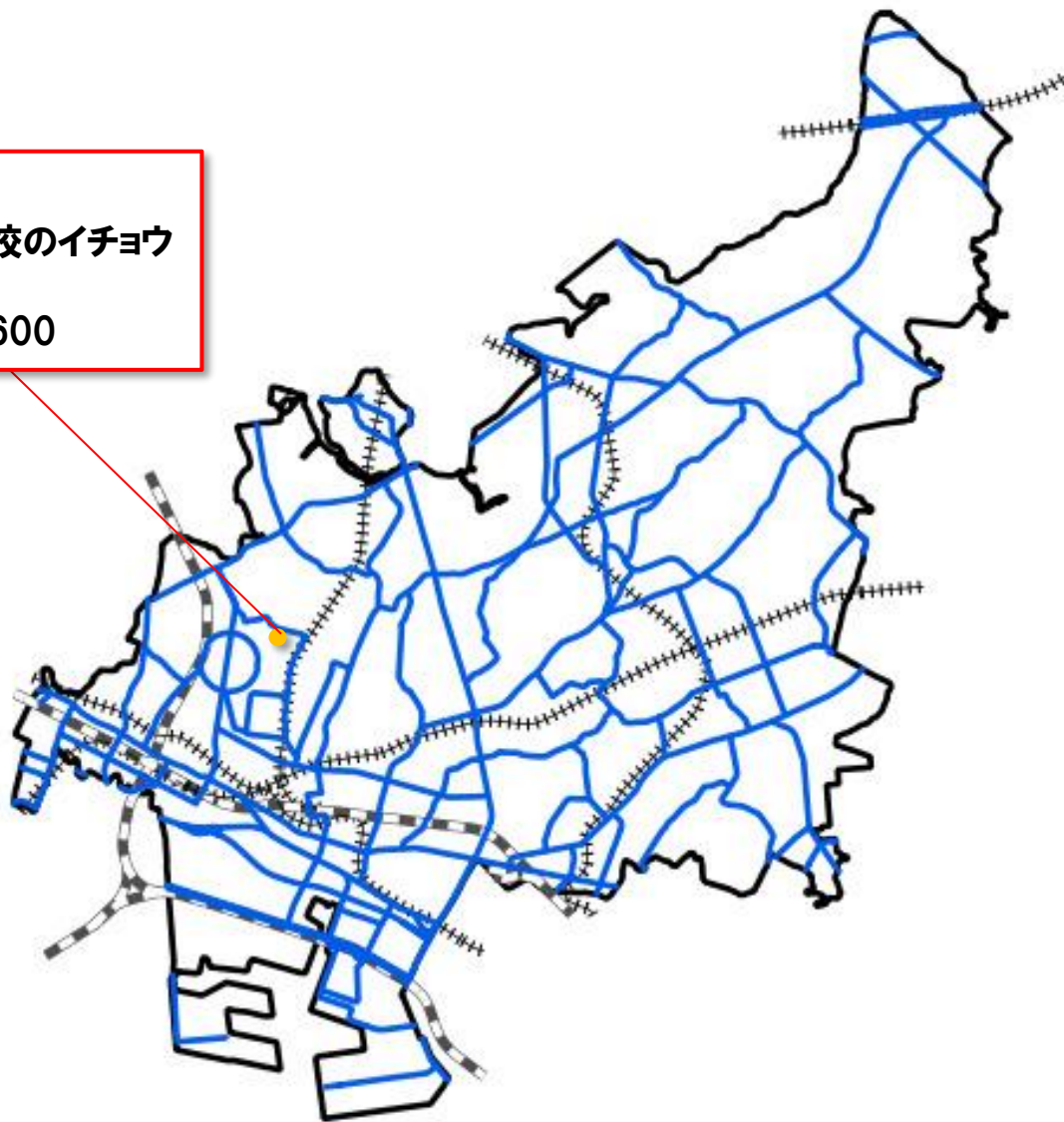
	樹木
外観	
名称	正伯公園のクスノキ
所有者	船橋市

⇒ 第8回審議会で指定の諮問を行ったが、同様の評価となる樹木が他にも多くあり得ることから、今後、公園の樹木について同様の応募があった場合に改めて審議することになり、指定には至らなかった。

2. 応募案件について

位置

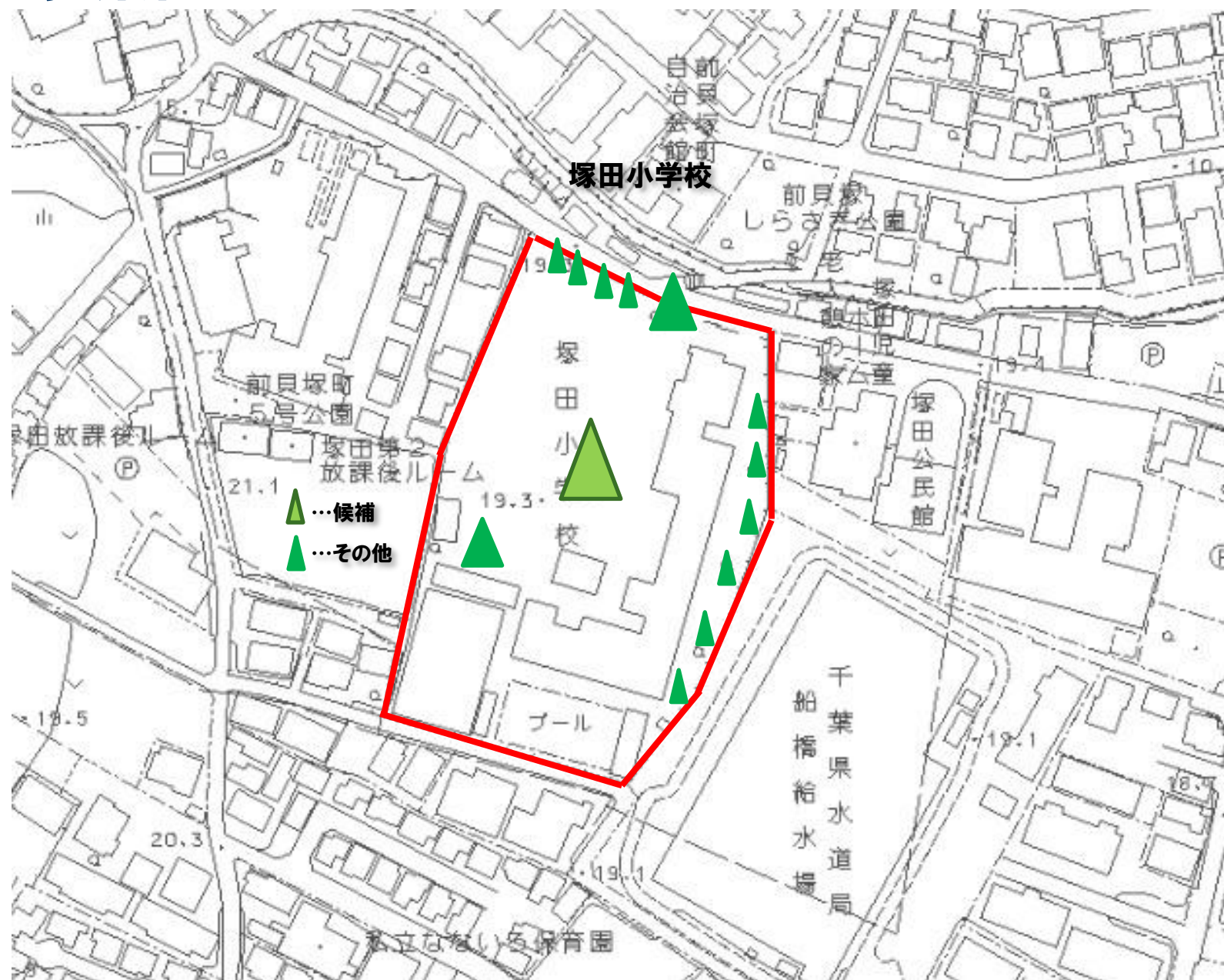
指定候補
塚田小学校のイチョウ
(樹木)
前貝塚町600



応募案件

名 称：塚田小学校のイチヨウ	応募者：近隣居住者 所有者：船橋市（教育委員会）
所在地：船橋市前貝塚町600	
種 類：樹木	
	

応募案件



応募案件

応募内容（塚田小学校のイチヨウ）

指定（応募）理由	所有者（教育委員会）へのヒアリング
・植樹から実に90年以上が経っており、その太く立派な幹と、枝を大きく広げた佇まいで子ども達を見守っている。 ・子ども達は樹木を利用して鬼ごっこやだるまさんがころんだ、等をしており遊具としても親しまれている。 ・卒業生にとっても現在の鉄筋コンクリート校舎が出来る前の木造校舎の時代を思い出させ、地域のシンボル・生き証人のような存在として親しまれている。	・不審者（敷地外から望遠カメラで撮影する者など）が増加した場合、児童のプライバシー保護に懸念。 ・安全対策等に伴い、教職員の事務負担が増加し、教育活動に支障が出ることを懸念。
	同意の有無
	所有者同意が得られなかった